

国際私法学会入会手続規則

2017年6月3日理事会決定

2021年7月23日理事会決定(改正)

第1条:目的

この規則は、国際私法学会定款第7条第2項に基づき、国際私法学会への入会手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条:入会の申込み

1. 本会に入会しようとする者は、本会のホームページに掲げる入会申込フォームに必要事項を記載して、入会の申込みをしなければならない。
2. 入会に際しては、本会の通常会員1名以上の紹介を得ることが推奨される。入会に際して本会の通常会員の紹介を得ることができない場合には、理事長がその責任において入会申込者の事情を調査し、理事長が紹介者となることができる。
3. 第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる方法によることが困難である場合であって、理事長が相当と認めるときは、必要事項を学会事務局に連絡する方法で入会申込みをすることができる。
4. 維持会員としての入会申込みは、第1項に掲げる方法による他、必要に応じて理事長が認める方法によるものとする。

第3条:入会申込金

1. 入会申込みをした者は、理事会が入会について総会へ提案することを決議した後、速やかに入会申込金を支払わなければならない。
2. 入会申込金は1年分の会費と同額とする。
3. 会員は、入会が承認された年度から会費を支払う義務を負う。前項に定める入会申込金は、総会において入会が承認された場合には、初年度の会費に充当する。
4. 総会において入会が承認されなかった場合には、入会申込金は利息を付さないで申込者に返還する。入会申込金の返還に要する振込手数料等は返還額から差し引く。

第4条:入会手続係属中の研究大会参加等

前条第1項及び第2項の規定に従って入会申込金を納入した者は、総会における入会の承認前であっても、研究大会の参加及び年報への投稿については、会員と同様に扱うものとする。

附則

1. この規則は、2017年6月4日から施行する。

附則(2021年7月23日理事会決定による改正)

1. この規則は、2021年7月23日から施行する。